

雑則	東京都建築安全条例第 19 条	作成（改訂）日
	共同住宅等の居室	令和 4 年 3 月 1 日
窓先空地の幅を算定する住戸等の面積		
<p>窓先空地の幅を算定する住戸等の床面積は、建築物全体の住戸等の床面積とする（都安条 19 条 3 項により道路に直接面する窓は除く）。</p> <p>避難経路ごとの窓先空地に面する住戸等の床面積ではない。</p>		
技術的助言など	東京都建築安全条例第 19 条の運用の明確化について（技術的助言） 30 都市建企第 722 号	
参考文献など	東京都建築安全条例とその解説（改定 36 版）P113	